

清水町保育所等利用調整基準表

(1)基本指数表

利用申込み事由	保護者の状況		指数	父	母
1. 就労	居宅外労働	週40時間以上の勤務を常態とする	20		
		週35時間以上の勤務を常態とする	19		
		週30時間以上の勤務を常態とする	17		
		週25時間以上の勤務を常態とする	16		
		週20時間以上の勤務を常態とする	14		
		週16時間以上の勤務を常態とする	13		
	自営労働	週40時間以上の勤務を常態とする	19		
		週35時間以上の勤務を常態とする	18		
		週30時間以上の勤務を常態とする	16		
		週25時間以上の勤務を常態とする	15		
		週20時間以上の勤務を常態とする	13		
		週16時間以上の勤務を常態とする	12		
居宅内労働	内職等	14			
2. 妊娠・出産	妊娠・出産	妊娠・出産	16		
3. 疾病・障がい	疾病	入院(原則1か月以上)	20		
		常時病臥(原則1か月以上)	20		
		常時安静	15		
	障がい	精神障害者保健福祉手帳1級 身体障害者手帳1級又は2級 療育手帳OA又はA	20		
		精神障害者保健福祉手帳2級 身体障害者手帳3級 療育手帳B	18		
		精神障害者保健福祉手帳3級 身体障害者手帳4級以下 療育手帳C	16		
4. 看護・介護	※1	常時付添(要介護4又は5程度)	16		
		常時付添(要介護3程度)	14		
		上記以外の看護・介護	12		
5. 災害復旧		災害(火災・風水害・地震等)復旧に当たっているもの	20		
6. 虐待・DV	※2	虐待・DV等	8~20		
7. 求職活動中		生計中心者が申込時点より過去3か月以内に失業(自己都合退職は含まない)し、求職活動中	14		
		上記の世帯以外で、求職活動中	10		
8. 就学		学校教育法に定める学校、職業訓練施設、又は技能習得施設等に在学している場合、自営労働に準じ指数を認定	12~19		
9. その他	保護者不存在	※3	20		
		状況に応じ指数に換算			

<基本指数表の取扱い>

- 1.基本指数表の基準日は、特に定めのある場合を除き、利用開始希望日とする。
- 2.父、母の指数が少ない方を世帯の指数として認定する。
- 3.保護者の状況が2項目以上に該当する場合、指数の値が高いものを認定する。
- 4.その他、保育が必要と認められる場合は、利用調整会議にて指数を認定する。

<注釈>

- ※1.看護・介護については、介護保険被保険者証、診断書等により指数を認定する。また、看護・介護の対象者は、原則保護者から見て2親等以内の親族とする。
- ※2.虐待・DVについては、児童相談所等から児童福祉法に規定する通知や入所要請があった場合、又は保護者の「申立書」に基づく内容が、母子支援相談員、警察署等公的機関において確認できる場合に限る。指数については、利用調整会議にて認定する。
- ※3.保護者不存在については、原則として父母ともに死亡、失踪、拘禁等の場合に指数化する。